

令和4年11月4日
県民生活環境部環境政策課長 佐藤 隆史
(担当：課長補佐 飯村 内 2943)

高病原性鳥インフルエンザにかかる疑似患畜の確認に伴う
「野鳥監視重点区域」の指定及びその対応について

<環境省同時発表>

11月4日、茨城県かすみがうら市の養鶏場において、今シーズン（令和4年9月～）では家きんとして国内4例目となる高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受け、環境省が発生農場の周辺半径10km圏内を「野鳥監視重点区域」に指定しました。今後、区域内の野鳥の監視を強化します。

1. 経緯

- 11月3日（木） ・本県で、死亡鶏が増加した旨の通報を受け、当該鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性
- 11月4日（金） ・当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認

2. 対応

- (1) 11月4日に環境省が発生農場の周辺半径 10km 圏内を「野鳥監視重点区域」に指定しました。今後、野鳥の監視を強化します。
- (2) 環境省と連携し、「野鳥監視重点区域」内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした「状況調査」（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施する予定です。

3. 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- (2) 周辺地域のみならず県民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分留意されるようお願いします。

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【参考情報】

下記のホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

環境省HP (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

県環境政策課HP

(<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/shizen/chojyuhogo/shibo.html>)